

事 務 連 絡

平成19年6月29日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）

（VOL. 1）の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、「障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 1）」を取りまとめましたので、適切に取り扱われるようお願いいたします。

つきましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉サービス係 山田・田中

TEL：03-3595-2528

（内線：3091・3036）

FAX：03-3591-8914

障害福祉サービスに係
るQ & A（指定基準・報
酬関係）
（VOL. 1）

問1 生活介護における看護職員については、単位ごとに、「1以上」配置しなければならないこととされているが、これは常勤換算方法により1人を配置すべきものと解して良いか。

(答)

生活介護における看護職員を含め、人員基準上、単に「1以上」配置すべきこととしている場合については、常勤換算方法により1人を配置すべきことを求めるものではなく、また、必ずしも常時（毎日）の配置を求めるものではない。

ただし、各事業所（施設）における利用者の障害の程度や状態像を踏まえ、適切なサービス提供体制が確保される必要があることに留意すること。

問2 昼間、生活介護（利用者30人、人員配置基準3：1）を実施している指定障害者支援施設における施設入所支援の生活支援員の配置について、夜間の時間帯が午後5時から翌日の午前9時までに設定されている場合、1週間に必要となる員数は、

- ・ $16 \text{ 時間（午後5時から午前9時まで）} \times 7 \text{ 日間} \div 40 \text{ 時間（常勤職員が勤務すべき時間数）} = 2.8 \text{ 人}$
ということで良いか。

（答）

1. 施設入所支援における生活支援員については、人員基準上、単に「1以上」としていることから、施設入所支援における生活支援員のみで夜間の時間帯を通じて確保される必要はなく、昼間実施サービスにおける従業者がローテーションにより、夜間の時間帯を通じて確保されれば足りるものである。
2. この場合、昼間実施サービスにおける従業者が、各施設の運営規程に定める昼間実施サービスの提供時間帯以外の時間帯において勤務した時間についても、昼間実施サービスの勤務時間として繰り入れて差し支えないものであることに留意すること。
3. よって、ご指摘の事例の場合、夜間の時間帯を通じて施設入所支援として置くべき生活支援員を確保した上、夜間の時間帯も含む1週間の中で、
 - ・ $30 \text{ 人} \div 3 = 10 \text{ 人}$
 - ・ $10 \text{ 人} \times 40 \text{ 時間（常勤職員が勤務すべき時間数）} = 400 \text{ 時間（生活介護の従業者として必要な勤務時間数）}$
の勤務時間が確保されていれば、指定基準を満たしていることとなる。

問3 短期入所において送迎を実施する場合、利用者から負担を求めているか。

(答)

1. 指定短期入所事業所への利用に当たっては、利用者が自ら入所することを基本としているが、障害の程度等により自ら入所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定短期入所の利用が図られるよう、当該利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価を行っていることから、当該指定短期入所事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うことが望ましい。
2. ただし、この場合であっても、燃料費相当額については、サービス提供に関係のない費用として、利用者から負担を求めることは差し支えない。

問4 おむつ代について、事業所（施設）が利用者に対して提供した場合、当該費用について、利用者から求めることは可能か。

（答）

1. おむつ代については、利用者が自ら負担することを基本とするが、おむつを常時利用する必要がある重度の障害者の利用が見込まれる「療養介護」及び「生活介護」については、報酬上も一定の評価をしていることから、利用者に対し、指定生活介護事業所（施設）又は指定療養介護事業所が一律に提供するおむつについては、利用者から負担を求めてはならない。
2. ただし、利用者の希望及び選定により、当該指定生活介護事業所（施設）及び指定療養介護事業所が一律に提供するおむつ以外のおむつを提供する場合にあっては、この限りではない。
3. 療養介護については、利用者におむつ代の負担を求めることは可能である。ただし、療養介護も生活介護と同様施設で提供する日用品費等の費用につき、一定の評価をしているところである。従って、施設で提供する日用品費等全てについて、全額自己負担とする事のないよう配慮されたい。

問5 指定等をする上での従たる事業所の取扱いについて、その指定等の取扱いを詳しく示してほしい。

(答)

1. 生活介護等の「従たる事業所」は、主たる事業所の指定によって（合わせて1つの指定によって）行うことができるものである。よって、主たる事業所がない場合には従たる事業所というものは存在しない。

2. また、従たる事業所の事業種別は、主たる事業所の種別と同一のものであること。

(例) 主たる事業所が生活介護 → 従たる事業所も生活介護となる。

3. 従たる事業所は、多機能型事業所（主たる事業所）が事業の数だけ指定を受けらるうち、その一つの指定に付随するものである。

(例) 生活介護及び機能訓練を行う多機能型事業所がある。この事業所の従たる事業所とは、

- ・主たる事業所の生活介護の指定に付随して行う生活介護事業所

- ・ // 機能訓練 // 機能訓練事業所

の2種類が考えられる。

4. 報酬単価、人員配置については、主たる事業所と合わせた定員数、平均障害程度区分、利用者数によって算定する（サービス提供単位が異なる場合を除く）。

問6 サービス提供単位を複数設ける場合（療養介護、生活介護、施設入所支援）の留意事項は何か。

（答）

1. 複数のサービス提供単位を設定する場合、その指定を別に行う必要はないものとするが、そのサービス提供単位ごとに次の最低定員数を満たさなければならない。

- ・療養介護及び生活介護 20人以上
- ・施設入所支援 30人以上

2. また、報酬を算定する場合には、事業所全体の定員規模に応じた単価を適用する。

（例） 定員が、生活介護：20人（サービス提供単位①）、生活介護：20人（サービス提供単位②）、就労継続支援B型：25人 である場合

→65人定員の報酬単価を適用する。

3. これに対し、人員配置に関しては、それぞれのサービス提供単位ごとに必要とされる員数を置く必要がある（サービス管理責任者に関しては、事業所全体の利用者数によって配置）。

問7 事業所の管理者が、サービス管理責任者等を兼務することは可能か。

(答)

1. 最低基準上、管理者については「専らその職務に従事する者でなければならない。」とあるが、ただし書きによって兼務も可能である旨が記載されている。
2. 管理者がその他の職務と兼務する場合には、人員配置基準上、同じ時間に双方の職務を行っているものとしてカウントすることができる。
例えば、生活介護の一人の管理者がその勤務時間中に、当該施設の生活支援員の職務に4時間従事した場合、管理者（1人）と生活支援員（4時間分）として双方をカウントすることとなる。
3. また、サービス管理責任者と管理者を兼務している者について、その者が常勤で常に双方の職務を兼務していた場合、その者1人で管理者（1人）とサービス管理責任者（利用者の数60人以下の場合は、常勤1人）の条件を満たすことができる。

問8 A施設(旧体系入所施設)を退所した利用者が、同日にB施設(旧体系入所施設)に入所した場合、どのように報酬を算定すればよいか。

(答)

1. 旧体系入所施設については、1日分の報酬単価が設定されている。そのため、A施設及びB施設が同一敷地内に存在する場合、又は隣接若しくは近接する敷地であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合、入所の日(B施設)は算定され、退所の日(A施設)は算定されない。

問9 障害程度区分3である特定旧法受給者が、障害者支援施設に入所している。この利用者が50歳になり、経過措置を用いずに障害者支援施設に入所できるようになった場合、サービス費はいつの時点から変わるのか（経過措置利用者の単価→通常の利用者の単価）。

（答）

1. 平成18年10月以降における特定旧法受給者については、障害程度区分が条件に満たなかったとしても、経過措置により従前から入所する施設を利用することができることとされている。

→経過措置利用者の単価を適用。

2. また、特定旧法受給者であって、障害程度区分が利用基準に足りている場合、経過措置利用者としてではなく、通常の利用者としての支給決定を受けることとなる。

→通常の利用者の単価を適用。

3. 今回のケースでは、50歳で区分3の利用者であり、既に経過措置利用者とは言えないため、誕生日から通常単価を適用することとし、その際には、通常の利用者としての支給決定を受けていただくこととする。

問10 平成19年4月以降については、入所施設における入院・外泊時加算を1月に8日算定することが可能となったが、これに伴い、補足給付の算定可能日数はどのようなになるか。

(答)

1. 平成18年4月以降、入院・外泊時加算が算定可能な期間については補足給付を算定することが可能である取扱いとなっている。
2. 平成19年4月以降についても、入院・外泊時加算を算定可能な期間について補足給付を算定可能とし、よって1月に8日（最大3ヶ月）算定することができる。
3. なお、入院・外泊時における実費算定額（食費及び光熱水費に係る補足給付前の算定上の実費徴収額をいう。）については、施設と利用者の契約により算定できるかどうか決定されることであるが、利用実績がない期間に実費徴収することは適切ではない。

事 務 連 絡

平成19年12月19日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）

（VOL. 2）の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、前回のQ & Aに引き続きまして、「障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）」を取りまとめましたので、適切に取り扱われるようお願いいたします。

つきましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉サービス係 山田・田中

TEL：03-3595-2528

（内線：3091・3036）

FAX：03-3591-8914

問11～12→相談支援係（内線：3149）

問13～17→就労支援係（内線：3045）

問18～20→訪問サービス係（内線：3038）

問21 →地域移行支援係（内線：3044）

障害福祉サービス に係る Q & A

(指定基準・報酬関係)

(VOL. 2)

問1 職員配置における、職員の兼務の取扱いはどのような形態があるのか。

(答)

1. 職員の兼務の形態は、大きく分けると、

- ① 「午前中に生活介護の職員、午後は自立訓練の職員」のように、時間を分けて複数の事業所に勤務する形態
→ それぞれの職種について、それぞれ勤務した時間分を常勤換算に算入。
- ② 形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態
→ サービス管理責任者(1人目)などの場合がこれに当たるが、この場合、手伝った職種の常勤換算に、当該職員を算入することはできない。
- ③ 複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態
→ この形態は、管理者とその他の業務を兼務する場合に用いる。

の3つとなる。

2. 上記1の①については、障害福祉サービス等の基準が常勤換算方法を取り入れているため、当然、可能な取扱いである。また、②については、指定基準上、専従規定のただし書きとして「ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。」という記述があるため、これが根拠となり、可能な取扱いとなる。

問2 短期入所と日中活動系サービスを同一日に受けた場合、どのような併給関係になるのか。

(答)

1. 原則として、短期入所サービス費を算定した日については、日中活動系サービス費を算定することはできない。
2. ただし、真にやむを得ない事由があると認められる場合については、この限りでないこととしている
(報酬告示の留意事項通知中、第2の2の(7)の④を参照)。
3. しかし、上記2のケースであっても、短期入所事業所と日中活動系サービス事業所が同一法人である場合には、両方のサービスを行ったとしても、どちらか一方のサービス費のみを請求することとする。

問3 施設入所支援を行う建物の敷地外に存在する建物等を、当該障害者支援施設の日中活動サービスとして一体的に指定することができるか。

(答)

1. 障害者支援施設の日中活動系サービスについては、施設入所支援を行う建物の敷地内において行うことを原則としている。
2. ただし、障害者支援施設において行う生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う場所であり、当該障害者支援施設と一体的に運営されている等の場合には、「出張所」として障害者支援

施設の指定に含めることができる。

3. また、敷地外の建物であっても、本体の障害者支援施設と一体的な管理運営体制を敷いている場合（※）には、当該障害者支援施設の日中活動サービスとして本体施設と一緒に指定を行うことができることとする。

※一体的な管理運営体制の要件

日中活動事業所の「主たる事業所」と「従たる事業所」を設置する場合の一体的な管理運営体制に準ずることとする。（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」平成18年12月6日障発第1206001号 第二の1の（1）の①及び②に掲げる要件を満たすこと）

問4 施設入所支援における「重度障害者支援加算」について、詳しい取扱いを示して欲しい。

（答）

Q1. 重度障害者支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の適用関係について

A1. 障害者支援施設は（Ⅰ）と（Ⅱ）の両方を算定することはできない。また、両方とも算定できる条件が整っている場合には、どちらの加算を算定するかを当該障害者支援施設が選択することができる。

Q2. 重度障害者支援加算（Ⅰ）の一階部分（28単位）と二階部分（22単位）の適用関係について

A2. 一階部分が算定できない場合には、二階部分の条件を満たしていたとしても、二階部分を算定することはできない。

Q3. どの利用者に対して加算は算定されるのか

A3. 重度障害者支援加算（Ⅰ）については、施設入所支援の生活介護に係る利用者全員（経過措置対象者を除く）に、重度障害者支援加算（Ⅱ）については、重度障害者のみに加算が算定される。

Q4. 重度障害者支援加算（Ⅱ）における人員の加配は、どのように行えばよいのか。

A4. 重度障害者1人につき、指定基準上の配置人員に、報酬告示に規定する人員を加配することになる。

例：施設入所支援サービス費（Ⅱ）であり、重度障害者が3人

→ $0.5人 \times 3 = 1.5人$ の加配が必要。

また、重度障害者支援加算（Ⅰ）については、重度障害者の数にかかわらず、指定基準上の配置人員に、常勤換算方法で1人以上加配すれば足りる。

なお、上記2つの加算における「指定基準上の配置人員」とは、あくまで指定基準上のものであり、報酬を算定する上で必要とする配置人員を指すものではない。

例：施設入所支援サービス費（Ⅰ）が算定される場合

→指定基準上は3：1、報酬上は1.7：1である。

Q5. 重度障害者支援加算（Ⅱ）について、多少加配はしているが、上記A4のように計算された加配人員までには満たない場合、加算を全く算定できないのか。もしくは、加配をどの程度行っているかによって、重度障害者のうち数名には加算を算定できるのか。

A5. この場合、全く加算を算定できない。重度障害者支援加算（Ⅱ）については、全員に加算を算定できるように人員を加配するか、もしくは一人も加算を算定できないか、のどちらかとなる。

問5 新体系事業において、定員を超過して受け入れている場合、当該月毎の利用実績に応じて職員を配置しなければならないのか。

(答)

1. 配置職員数は、新たに事業を開始した事業者等を除き、「前年度の利用者」の数によって決まるものであり、「その月ごとの利用実績」に基づくものではなく、また、「定員」に基づくものでもない。
2. よって、新体系旧体系を問わず、定員を超過してサービスを行った場合、その利用者の利用日数は次の年度の人員配置基準に影響するものであり、即座に当該月に対応する必要はない。

問6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

(答)

1. 非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

2. また、基準上「一以上」などと示されている（常勤、常勤換算の規

定がない) 職種については、支援上必要とされる配置がなされていていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代わりの職員を置く必要はない。

問7 月の途中において、定員が増減した場合、また加算等を算定する条件を備えた場合、いつの時点から新しい報酬単価を算定し始めるのか。

(答)

1. 療養介護、生活介護、施設入所支援等については、定員の規模によって報酬単価が変動するが、月の途中において定員が増減する場合に、報酬単価を以下のように取扱うこととする。

- ① 定員が増加した場合には、増加を届け出た日より新たな報酬単価を適用することとする。
- ② 定員が減少した場合、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用することとする。

2. 月の途中で加算を算定する条件を備えた場合、又は加算の条件を満たさなくなった場合には、以下のように取り扱うこととする。(激変緩和加算を除く)

- ① 加算の算定条件を満たした場合、その届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用することとする。(食事提供体制加算については、利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算であるので、届出のあった日より算定可能である)
- ② 加算の条件を満たさなくなった場合には、満たさなくなった日より

り、加算を算定しないこととする。

3. また、定員、加算の算定条件等に変化があった場合には、直ちに届け出ることとする。

問8 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することはできるか。

(答)

1. 基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。
2. しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要性がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。
 - ① 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合
 - ② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合
3. この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

問9 食事提供体制加算については、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能と考えてよいか。

(答)

お見込みの通り。

よって、以下のQ&Aのように取り扱うこととする。

Q1. 施設には来てサービスを受けたが、途中で体調を崩して食事を取らなかった場合。

A1. 食事提供体制加算の算定が可能。

Q2. 施設を急に休んでしまった。施設では既に当該利用者の食事を作り、保存していた場合。

A2. 本体報酬が算定できないので、食事提供体制加算も算定不可。ただし、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、利用者と事業者の契約による。

問10 施設入所支援の地域移行加算の対象となるのは、どのような利用者か。

(答)

1. 報酬告示上、対象者は「指定生活介護を受ける者に限る」とあるが、この趣旨としては、自立訓練等の訓練等給付を受ける利用者の場合は、当該サービスの中で相談支援等を受けることを想定しており、加算の対象とする必要はない、ということである。

2. よって、対象者は生活介護を受ける者のみ、ということになり、こ

れには経過措置により生活介護を受ける者も含む。

問 1 1 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所の共同生活住居が「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」に定められている複数の地域区分に設置されている場合は、主たる事務所の地域区分により報酬を算定することとなるのか。

（答）

1. お見込みのとおり。
2. 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所の共同生活住居が複数の地域区分に設置されている場合であっても、主たる事務所の地域区分により事業所全体の報酬を算定することとする。

問 1 2 サービス利用計画作成費利用者が複数の障害福祉サービスを利用し、1事業所のみの利用者負担額で負担上限月額を超過した場合でも、サービス利用計画作成費Ⅱを算定することが出来るのか。

（答）

1. 複数の障害福祉サービスを利用し、利用者負担額が負担上限月額を超過していることから、サービス利用計画作成費Ⅱを算定することはできる。

問 13 就労移行支援体制加算について、詳しい取扱いを示して欲しい。

(答)

Q1. 算定の要件となっている「6 月を超える期間継続して就労している者」で、期間が年度をまたぐ場合、算定の対象となる年度はいつになるか？

A1. 就労期間 6 ヶ月を越えた月の属する年度の翌年度に加算されることになる。

Q2. 今年の 4 月に就労移行支援事業所に移行した施設で、昨年度までは授産施設で利用者を就労させており、加算の条件を満たす場合、加算の対象となるか？

A2. 旧法施設においても基準を満たせば対象となる。ただし、法定外の施設では基準を満たしても対象とならない。

Q3. 例えば、就労移行支援、生活支援、就労継続支援 B 型を行っている多機能型事業所の場合、就労移行支援事業の利用定員のみ加算の対象となるか？

A3. 事業ごとに算定要件を勘案し加算できる。

Q4. 就労している者が、雇用日数又は雇用時間数が少ないアルバイトやパート等でも加算の対象となるか？

A4. お見込みのとおり。

問14 目標工賃達成加算について、詳しい取扱いを示して欲しい。

(答)

Q1. 届出書の「前年度平均工賃実績額」欄の記入について、旧法授産施設から今年4月就労継続支援B型事業所に移行した場合はどのように記入すれば良いか？

A1. 旧体系時の実績を記入すること。

なお、法定外の施設からの移行は、今年度の加算の対象とはならない。

Q2. 平成19年度より加算を受けるには、前々年度(H17)実績と前年度(H18)実績が必要だが、前々年度は旧体系しか存在しないため、今年度加算を受けられるところはないのか？

A2. 旧体系においても工賃を支払っていた事業所は実績があれば申請可能であるため、今年度からでも加算は受けられる。

問15 施設外支援・施設外就労について、詳しい取扱いを示して欲しい。

(答)

Q1. 施設外支援の特例(「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型B型)における留意事項について」通知)において、在宅で就労する場合は、グループホームは入るのか？

A1. グループホームでも可能である。

Q2. 施設外支援について、同一法人が運営する別の就労継続A型事業

所における職場実習は、報酬算定の対象となるか？

A2. 報酬算定の対象となる（同一敷地内は除く）。

Q3. 施設外就労について、多機能型の場合、1ユニット3名以上となっているが、3名以上として、就労移行2名、就労継続B型2名の合計4名を1ユニットとすることは可能か？

A3. ユニットは、それぞれの事業で組むことになるので、この場合、別々に3名以上のユニットを組んで施設外就労を行うこととなる。

Q4. 施設外支援について、短期間のアルバイトは対象となるか？

A4. アルバイトも雇用契約を結んだ就労形態であるため、施設外支援の対象とはならない。

問16 就労移行支援及び就労継続支援に関する支給決定について、詳しい取扱いを示して欲しい。

（答）

Q1. 就労移行支援施設の養成施設の支給決定期間はどのようになっているのか？

A1. 養成施設で現在該当するものは、あんま、はり、きゅうの学校・養成施設であり、支給決定期間は、当該学校等に通学する期間（3年ないし5年）となる。

Q2. 就労継続支援B型事業の支給決定について、有効期限が50歳未満の者は1年となっているが、これはサービスの適合性を判断するためのもので、1年更新で36月間をもってサービスを打ち切る趣旨ではないと解して良いか？

また、この「1 年」というのは、市町村が判断した場合の利用者は除かれるのか？

- A 2. 障害者自立支援法施行規則第 15 条第 2 項において、「1 月間から 36 月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間」とされている。また、報酬告示により、「年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの」に支援を行った場合に算定することとなっている。

対象者の年齢と有効期間については、事務処理要領により、50 歳未満の者は 1 年を上限としている。これは制度を適正に運用するために定めたものであり、技術的な助言ですので市町村がこれによらないと判断した場合はこの限りではない。

- Q 3. 就労移行支援の暫定支給決定について、暫定支給決定を行わなくても本支給決定ができるとして、具体例を「平成 18 年 10 月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について」において選考試験等により本支給決定を行う旨が記載されているが、就労継続支援 A 型事業においても同じ取り扱いとしても良いか？

- A 3. 就労継続支援 A 型事業においても、アセスメントの代わりとして選考試験等により暫定支給決定を行わず本支給決定を行うことは自治体の判断により差し支えない。

- Q 4. 「平成 18 年 10 月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について」において、「地域自立支援協議会や障害者雇用支援合同会議において更新の要否を判断すること」となっているが、自立支援協議会が審査機関となってしまうのか？

- A 4. 障害福祉サービスの支給決定は市町村が行うもので、自立支援協議会等における判断は、市町村が支給決定を行う際に疑義等が生

じ、助言等を求める上で活用するという意味であり、要否の判断をするという趣旨のものではない。

Q5. 養護学校在学中に就職活動を行ったが、就労に結びつかなかった者、または一般の高校等で在学中に就職活動を行ったが、就労に結びつかなかった者は、就労継続支援 B 型事業の利用対象者となるのか？

A5. 養護学校の新卒者については、可能な限り就労していただくため、直接就労継続支援 B 型事業を利用することを想定していない。この場合、就労移行支援事業等を活用していただき再度就労を目指すことが望ましいと考える。

Q6. 職場適応訓練を受講している者に対し、就労継続支援 A 型施設の支給決定をすることは可能か？

A6. 職場適応訓練は、実地訓練を行った後に引き続き当該事業所において雇用していただくことを目的とした制度であるため、就労継続支援 A 型事業での支給決定はできない。

問17 「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」において「小規模作業所において行われる作業が訓練等を目的とするものである旨が定款等の定めにおいて明らかであり…」とあるが、定款等に「訓練」と定めがない場合、必ず定款等を変更しなければならないのか？

(答)

1. 厚生労働省から示している社会福祉法人定款準則第1条の目的に「…自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する

ことを目的として…」と定めているが、この「支援」の中には、知的障害者授産施設や身体障害者授産施設において行われている支援も含まれていることから、改めて定款等を変更する必要はない。

問18 支援費制度においては、例えば居宅介護計画において1時間と計画されている場合は、「30分以上1時間未満」の報酬単価を算定していたが、障害者自立支援法においても同様に取り扱いってよいか。

(答)

1. 貴見のとおり。

問19 行動援護の報酬算定は1日1回とされているが、複数回に分かれてサービス提供される場合はどのように算定されるのか。

(答)

1. 原則として、複数回に分かれてサービス提供されても、1回のみしか報酬を算定できない。

2. ただし、行動援護計画において、やむを得ない事情により複数回に分けてサービスを提供しなければならない場合は、通算し算定して差し支えない。

問20 通院等の介助を行う場合において、居宅介護計画上、病院内でヘルパーの支援を要しない時間が2時間以上となる場合、通院介助を2回分として算定してよいか。

(答)

1. 貴見のとおり。

2. また、居宅介護計画上では、病院内のヘルパーの支援を要しない時間が2時間未満であったが、病院が混雑していたなど、やむを得ない事情により2時間以上となる見込みとなった場合には、居宅介護計画を変更し、通院介助を2回分として算定して差し支えない。

問21 自立訓練（生活訓練）事業所において、自立訓練（生活訓練）の一環として行われた活動によって、結果として剰余金が発生した場合、当該利用者に対し分配することは可能か。

(答)

1. 自立訓練（生活訓練）は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うこととしているところ。

2. 自立訓練（生活訓練）の一環として行われた活動において、結果として剰余金が発生した場合、当該利用者に対し分配することも可能である。

事 務 連 絡

平成 20 年 3 月 31 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスに係る Q & A（指定基準・報酬関係）

（VOL. 3）の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、前回の Q & A に引き続きまして、「障害福祉サービスに係る Q & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 3）」を取りまとめましたので、適切に取り扱われるようお願いいたします。

つきましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-3595-2528（直通）

問 1～7 福祉サービス係（内線：3091・3036）

問 8～9 地域移行支援係（内線：3149・3044）

FAX：03-3591-8914

障害福祉サービス に係る Q & A

(指定基準・報酬関係)

(VOL. 3)

問1 届出に係る加算等について、単位数が増えるものについては、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとしている。

しかし、前年度の実績によって判断される加算等の場合、届出の提出が4月以降とならざるを得ないため、4月請求分から当該加算等の算定を開始することができないのか。

(答)

1. 届出に係る加算等の算定開始時期については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付け障発第1031001号。以下「留意事項通知」という。)第一の1の(4)において既にお示ししているところである。
2. しかし、問にあるように、前年度の実績を都道府県知事に届け出ることによって算定することができる加算等については、4月より加算を算定可能であることが事前に分かっている場合にあって、3月31日までの実績を踏まえて都道府県知事に届け出なければならないため、届出は4月に行わなければならない、よって加算等の算定は5月以降にならないと行えないこととなってしまう。
3. このため、届出に係る加算等(単位数の増加を伴うもの)であっても、例外として、
 - ① 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算等であり、
 - ② 当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図れている場合については、4月中に届け出れば、4月請求分より当該加算等を算定して差し支えない。

問2 生活介護事業所及び障害者支援施設については、毎年4月1日から翌年3月31日までの利用者の利用実績により平均障害程度区分を算出することとなっているが、算出後の平均障害程度区分が従前のものより変動した場合、サービス費の適用如何。

(答)

1. サービス費については、事業所における平均障害程度区分及びサービス提供職員の配置状況に応じて算定することになる。

	従前の平均障害程度区分に合わせた人員を配置し続ける場合	新しい平均障害程度区分に合わせた人員を配置する場合
1. 平均障害程度区分が上がる（サービス費増加可能）場合	従前のサービス費を算定する。 （ただし、指定基準上に定められている人員配置の水準を満たしていることを前提とする。）	新しい平均障害程度区分に合わせた人員配置を月全体で満たせている月より、新たな（高い）サービス費を算定する。 ただし、サービス費が従前より上がるため、算定する前に利用者等へ説明を行う必要がある。
2. 平均障害程度区分が下がる（サービス費減少）場合	9月30日までは、従前のサービス費の算定が可能。その後は新たな（低い）サービス費を算定する。→留意事項通知第二の1の（7）を参照。	新しい平均障害程度区分に合わせ人員配置を見直した月より、新たな（低い）サービス費を算定する。

2. なお、平均障害程度区分の見直しを行う際、著しい利用者の入れ替わり又は定員の増減がある場合等、前年度の利用者の実績と当該年度の実態が明らかに乖離する場合については、留意事項通知中、第二1（6）②（一）と同様の取り扱いとして差し支えないこととする。

問3 3月5日障害保健福祉関係主管課長会議資料において、平成20年4月より、小規模作業所等及び地域活動支援センターから新体系事業へ移行した場合の定員要件が緩和されることが示されているが、その詳細な取扱いを教えて欲しい。

(答)

Q1. 「都道府県知事が認めた場合」に定員要件が緩和されることとなるが、どのような審査基準によって、認めるか否かを判断すればよいのか。

A1. 「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」(平成18年厚生労働省告示第540号)に定める地域以外においても、「将来的にも利用者の確保の見込みがない地域」と認めればよい。

Q2. 資料には「平成24年3月31日まで」の時限措置とされているが、平成24年4月以降には定員20名以上にしなければならないのか。

A2. 「平成24年3月31日まで」とは、その日までに小規模作業所等から移行した場合に定員要件の緩和を行うという意図であり、平成18年10月1日～平成24年3月31日の間に移行した場合は、平成24年度以降も10名以上の定員によって事業を運営することができる。

Q3. 小規模通所授産施設、障害者デイサービス事業所及び精神障害者地域生活支援センターから新体系事業へ移行した場合の取扱いについてはどのようなになるのか。

A3. 小規模通所授産施設又は平成18年9月末において障害者デイサービス事業所及び精神障害者地域生活支援センターであったところから新体系事業へ移行する場合については、平成20年度末ま

でに利用人数が最低定員（２０名）を満たすことが可能と都道府県知事が判断した場合に新体系への移行を可能としていたところだが、これらについても小規模作業所等と同様の取扱いとし、「将来的にも利用者の確保の見込みがないと都道府県知事が認める地域」に存在する場合は、１０名以上の定員によって事業を運営することができることとする。

問4 平成20年4月より、通所サービスにおける本体報酬の改定が行われるところであるが、それに伴い、事業運営円滑化事業及び激変緩和加算の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

1. 上記の本体報酬の改定によって、通所サービス事業の本体報酬単価は引き上げられることとなるが、事業運営円滑化事業等において、保障すべきとされている単位数水準（平成18年3月における単位数の90%又は80%を基本としている）については変更しないこととする。
2. 取扱いの詳細については、別途事務連絡「障害者自立支援対策臨時特例交付金における事業運営円滑化事業に係る平成20年4月からの留意事項について」によってお示しすることとする。

問5 平成20年1月31日付け事務連絡「障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）の留意事項について」において、短期入所と日中活動系サービスを同一日に同一法人が提供した場合の取扱いについて、「平成20年4月より、これに適切に対応するための措置を別途講じることとしている」とされているが、具体的にどのような取扱いとなるのか。

（答）

1. 短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定する取扱いについては、短期入所の報酬が、日中も含めて1日当たりの支援に必要な経費を包括的に評価していることから、真にやむを得ない理由がある場合であっても、同一法人の場合については日中活動系サービスを算定することは望ましくない。
2. しかしながら、当分の間、短期入所と日中活動系サービスを同一日に利用する真にやむを得ない理由がある場合にあっては、同一法人であっても短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定することを認めても差し支えないこととする。

問6 施設利用者が行事等で外出した場合、当該利用者の報酬は算定されますか。

また、行事等に職員が同行すると、施設内での職員配置が手薄になりますが、新たに職員を配置する必要がありますか。

(答)

1. 施設の事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行してサービスの提供を行っていれば算定できます。

(行事等参加の要件)

- ① 事業計画又は個別支援計画に明記されていること
- ② 実際に職員が同行して当該サービスの提供を行っていること

2. なお、1の要件を満たす行事等に職員が同行する場合については、利用者に対して実際にサービスが提供されていることから、その時間は勤務時間として算定することができ、新たに職員を配置する必要はありません。

ただし、行事に参加されない利用者の支援に支障がないよう職員の配置に十分配慮する必要があります。

問7 平成20年4月より、通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化を行うこととされている。

その中で、「過去3ヶ月間の利用実績による取扱い」の具体的な適用時期はどうなるのか。

(答)

1. 平成20年1月、2月及び3月の3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合は、平成20年4月分の減算を行う。それ以降も同様。

問8 居宅介護における通院介助の対象範囲については、平成20年4月1日から、病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合も対象として追加されたが、グループホーム・ケアホーム入居者についても対象範囲が拡大されたと考えてよいか。

(答)

1. グループホーム・ケアホーム入居者においても、公的手続きを行う際に支援を必要とする場合が想定されるが、指定基準により、「事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。」と規定されているため、今回の通院介助の対象範囲を拡大する措置は適用されない。

問9 罪を犯した障害者が矯正施設又は更生保護施設から退所した場合は、障害者自立支援法施行規則第32条の2第1項に規定されている「障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者」に含まれると解し、サービス利用計画作成費の対象としてよいか。

(答)

1. 罪を犯した障害者が矯正施設又は更生保護施設から退所した場合は、地域生活への定着が困難であり、居住の場の確保や就労の場の確保等の濃厚な支援が必要となることが想定されることから、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な者については、サービス利用計画作成費の対象として差し支えない。